

広島県告示第千三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定によつて、次の森林を保安林に指定した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者が知れないため、同条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を北広島町役場の掲示場に掲示した。

平成二十三年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所及び登記簿上の所有者の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
山県郡北広島町大朝字愛石原二二九五	白砂憲三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について